

(公印省略)

令和2年4月10日

保護者の皆様へ

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆  
(福祉こども部こども保育課)

### 保育所(園)、認定こども園における登園自粛について

新型コロナウイルス感染症につきましては、一部の地域において急激な感染拡大がみられており、4月7日付で国より緊急事態宣言の発令がされるなど、日々状況が変化しております。

このような状況を受け、本市では、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、市内のすべての認可保育所(園)及び認定こども園に在籍するお子さんについて、家庭での保育が不可能な場合などのやむをえない場合を除き、令和2年5月6日まで、できる限り登園を自粛していただくようお願いいたします。

保護者の皆様におかれましては、お子さんの健康を最優先とした本件要請の趣旨をご理解いただき、なにとぞご協力くださいますようお願いいたします。

#### 1 登園自粛の考え方

原則として、登園自粛を要請する期間中は、できる限り登園をお控えください。

ただし、保護者の方の職務上の都合等により、家庭での保育が困難な場合などやむを得ない場合は、希望保育の形態によりお預かりすることが可能ですので、在籍する施設に直接ご確認ください。

#### 2 利用者負担額における日割り対応について(0歳児から2歳児クラスのお子さんのみ)

登園された日数に応じて4月分の利用者負担額を日割り計算しますので、欠席された分の利用者負担額はご負担をいたしません。

利用者負担額の徴収については、在籍している認定こども園での直接徴収となりますので、利用者負担額の日割りによる還付や徴収の方法については、在籍している認定こども園に直接お問い合わせください。

※なお、日割り計算の計算方法は「利用者負担額×登園日数÷25日」となります。

#### 【担当】

福祉こども部こども保育課  
電話：0270-27-2751 (直通)